

申 入 書

2011年10月26日

財団法人法曹会 御中
最高裁判所司法研修所 御中

東京都渋谷区桜丘町4-23 渋谷桜丘ビル8階
渋谷共同法律事務所気付（電話03-3463-4351）
布川事件弁護団団長
弁護士 柴 田 五 郎

最高裁判所司法研修所（以下「司法研修所」という。）が編集し、財団法人法曹会（以下「法曹会」という。）を発行所として、1991年7月25日以来発行されている『自白の信用性—被告人と犯行との結び付きが争われた事例を中心として—』と題する書籍（以下「本書籍」という。）の中に、別紙不適切箇所一覧表記載のとおり、布川事件について今般の再審無罪判決と明らかに齟齬する内容が含まれているので、以下のとおり申し入れます。

申 入 の 趣 旨

- 1 法曹会は、別紙不適切箇所一覧表の不適切な記載がなされたままで本書籍を販売しないこと。
- 2 法曹会が本書籍を今後販売しようとするときは、法曹会と司法研修所で協議のうえ、少なくとも以下の措置をとること。
 - (1) 布川事件を、別表[乙]有罪事例②から、別表[丙]再審無罪事例⑨に移すこと。
 - (2) 前項のとおり、[丙]に分類替えの際には、再審無罪判決に照らして、「審級判断の異同」○とし、A乃至Iも全て○とし、とくに、A「自白の経過」、B「自白内容の変動・合理性」、E「客観的証拠との符合性」、F「物的証拠の不存在」は◎とすること。
 - (3) その他、別紙不適切箇所一覧表記載の箇所についても、必要な訂正を施すこと。
 - (4) 本書籍に上記の(1)ないし(3)の措置を講ずるのに日時を要するときは、販売する本書籍に上記(1)ないし(3)の事項を記載した訂正表を挟み込む等の措置をとること（但し、この暫定措置により販売ができるのは6か月を限度とする）。

申 入 の 理 由

- 1 法曹会は、司法研修所が編集した『自白の信用性—被告人と犯行との結び付きが争われた事例を中心として—』と題する書籍（第1版第1刷）を1991年7月25日に発行し、以来現在に至るまで、同書籍を販売してきました。
- 2 本書籍はサブタイトル記載のように、被告人と犯行との結び付きが争われた事例における自白

の信用性の分析を中心とした論考であり、1953年11月27日最高裁判決（二俣事件）から1985年4月22日仙台高裁判決（むつ湾殺人死体遺棄事件）に至るまでの無罪事例41件、有罪事例32件、再審無罪事例8件について、それぞれ自白の経過、自白内容の変動・合理性、体験供述性、秘密の暴露、客観的証拠との符合性、物的証拠の不存在、被告人の言動、弁解、情況証拠の各点から分析・分類したものです。

本書籍は、「事実認定教材シリーズ第3号」とされているように、第1号『供述心理』、第2号『法廷技術—主尋問および反対尋問—』とともに、司法研修所で刑事事実認定の教材として使用されていることから、ほとんどの司法修習生が購入しています。

- 3 布川事件は、1978年最高裁決定により強盗殺人につき有罪判決が確定し、本書籍において、別表[乙]有罪事例の中に②として取り上げられ、別紙不適切箇所一覧表記載のとおり指摘がなされてきました。

しかしながら、同事件については、本年5月24日、強盗殺人について無罪判決が宣告され、同年6月7日の経過をもって確定しました。そして当該無罪判決の判示は、本書籍中の別紙不適切箇所一覧表記載内容の根拠となった確定審の事実認定及び評価を否定し、別紙不適切箇所一覧表の記載内容はいずれも誤りであることを明らかにしました。

- (1) 「A 自白の経過 第2 自白成立の過程の問題 1 自白の時期 (1) 身柄拘束後の早期の自白」(本書籍10頁)について

本書籍は、身柄拘束後捜査段階の早い時期になされた自白は、信用性(任意性)が高いとされ、これが一つの経験則に近い判断基準を形成していることは否定しがたいとして、現に有罪事件の上告審判断の中で、この点が積極評価の一事由とされているところであるとして、布川事件を挙げていますが、無罪判決は、その「経過について、被告人兩名は、前記のとおり、その間に行われた取調べの状況、捜査官らの言辞、それによって徐々に自白せざるを得ないと考えようになった心境等を具体的に供述しており、そうした各供述は容易くその信用性を否定し得るものではない」とし(判決書158頁)、身体拘束後早い時期になされた自白は信用性(任意性)が高いとの経験則を安易に用いることが危険であることを、実例をもって明らかにしました。

- (2) 「A 自白の経過 第3 自白(供述)経過の立証の問題 1 録音テープ」(本書籍18頁)について

本書籍は、自白内容の録音テープに関し、布川事件の上告審決定が「その内容は、自ら体験しない事実ならばとうてい引き続いて整然と供述し得ないことを具体的に首尾一貫して供述したものである」と述べている部分を引用し、被告人の供述強制などの弁解排斥の判断に役立たせている代表的な例として挙げていますが、無罪判決は、「供述の録音が、取調べの全過程においてなされたものではなく、各録音テープに録音されている供述は、他の供述調書に記載されている内容と概ね同様の内容を繰り返し述べているに過ぎず、録音される前後の捜査官と被告人兩名とのやりとり等も何ら明らかでない上、前記のとおり、録音前に捜査官らによる何らかの働きかけがあったことも少なからず推認され得るところであることからすれば、(中略)、被告人兩名の各自白調書以上に、そこから特に独立した証拠価値を見出すことは困難というべきである」と判断しました(判決書159頁)。

- (3) 「B 自白内容の変動・合理性 第2 供述の変遷・動揺 2 供述変動の類型と自白の信用

性 (1) 供述変動の態様と自白の信用性の判断③」(本書籍26~27頁)及び「3 供述内容の変動の程度と自白の信用性の判断②」(本書籍28頁)について

本書籍は、「自白内容のかなり重要と思われる部分について変動があるにも拘わらず、自白の信用性が肯定されている事例も少ないとはいえない」として「贓物の処分や犯行後の行動」についての例として(26~27頁)、また、供述に変動があるとはいっても、「変動の原因ないし事由が明らかにされ、合理的な説明がつく」事例として(27頁)、さらに、「真犯人が責任の軽減を図るなどの意図からことさら虚偽の供述を(する)」例として(28頁)、それぞれの箇所では布川事件を例示していますが、同無罪判決は、「被告人両名の各自白調書が何某か捜査官らの誘導等により作成されたものである可能性を否定することはできないというべきであって、こうした事情が、被告人両名の自白の信用性を減殺させ、ひいてはその任意性にも一定の疑いを生ぜしめるものであることは明らかである」(判決書152頁)と判示し、さらに、「当時、20歳を過ぎたばかりで公判請求をされた経験もない被告人櫻井が、その様な狡猾な考えの下、殊更詳細にわたる虚偽の供述を重ねていくなどとの経緯は考えにくい上、そのようなことで説明のつく供述状況であるとも思われぬ」とまで指摘しています(判決書88頁)。

(4) 「第4 自白内容の合理性 2 客観的情況との関連での供述内容の合理性(2)」(本書籍35頁)について

本書籍は、「有罪事例の中には、かなり重要と思われる点についての供述の合理性が問題とされているものがあるが、不合理と見られる供述をした事情が検討され、一応の説明がつくことなどから、自白全体の信用性に影響しないとされている」として布川事件を挙げたうえ、とくに偽装工作についての供述につき「凶行直後あるいは凶行時の興奮、狼狽の心理状態から」説明しうるものとしています(35頁)、無罪判決は、ガラス戸の偽装工作の自白については、「敢えて逃走を遅らせてまでそのような工作を講じることにはいかなる意味があったのか、やはり疑問が残るといわざるを得ない」し(判決書89頁)、便所の偽装工作についても、「敢えて逃走を遅らせてまで、便所の窓の棧2本を外し、その比較的小さな窓から脱出するなどの迂遠な行動を選択するというのは、その発想自体がいささか理解に窮するところであって、かかる観点からも、被告人櫻井の前記自白に係る供述の内容には一定の疑問なしとしない」と判示しています(判決書127頁)。

4 このように、明らかに誤った記載を伴う書籍が、訂正されないまま発行・販売されるということは、許されるものではありません。事は冤罪被害者の名誉にもかかわることであり、訂正のないままの発行・販売は、冤罪被害者の人権をさらに侵害するものと言うべきです。そのうえ、裁判官、検察官、弁護士が裁判実務や研究において本書籍の誤った記載を参照し、布川事件について誤った理解をし、これに基づいて誤った判断をする危険性があるほか、誤りが確定した旧来の裁判の判断基準を本書籍により司法修習生らに示し続けることは、法曹養成のうえでも誠に不適切と言わなければなりません。

むろん、発行時に有罪とされていた事例が、後に再審で無罪となる可能性はありますが、そのような事例が生じた場合には、誤った記載については直ちに訂正の措置が講じられるべきであり、さらに有罪と認定した従来の見解に対し速やかに検討がなされ、同じ誤りを犯さぬよう研究がなされるべきものと考えます。のみならず、布川事件のように、捜査官による自白の強要・誘導、

偽証、検察官による証拠の隠匿等によって誤判が引き起こされたことが明らかになった事例からは積極的に学ぶべきことが多く、むしろその観点からの記載がなされるべきです。

5 以上の次第で、申入の趣旨記載の措置をとることを求めます。

ついては、本年11月末日までに、申入の趣旨について、申入後に講じた措置及び今後講ずる措置とその予定等を文書でご回答下さい。

不適切箇所一覧表

< 自白の信用性 >

P10

1 自白の時期

(1) 身柄拘束後の早期の自白

我々が日常処理している事件を通じて、身柄拘束後捜査段階の早い時期になされた自白は、その信用性(任意性)が高いものとされ、これが一つの経験則に近い判断基準を形成していることは否定しがたい。現に有罪事例(乙①②)の上告審判断の中で、この点が積極評価の一事由とされているところである。

P18

(1) まず、任意性立証の場面を見ると、有罪事例(乙①②)等、無罪事例(甲⑩等、なお丙③)を問わず、積極的評価が付され、被告人の供述強制などの弁解排斥の判断に役立たせている。例えば、乙②の布川事件の上告審決定は、被告人の自白内容の録音テープ(90ないし120分)に関し、「その内容は、自ら体験しない事実ならばどうも引き続いて整然と供述し得ないことを具体的に首尾一貫して供述したものである。」と指摘しているが、代表的な例として挙げることができる。

P26～27

③ 他方、自白内容のかなり重要と思われる点について変動があるにも拘わらず、自白の信用性が肯定されている事例も少ないとはいえない(犯行の手段・方法、態様につき乙④⑥⑧⑪⑬⑯等、犯行の動機につき乙①⑫⑱等、共謀の日時・場所につき乙5、犯行の日時・場所につき乙⑫等、犯行に使用した凶器等の入手・処分につき乙⑪⑬等、贓品の処分や犯行後の行動につき乙②等)。

P27

しかし、これらの有罪事例を通じていえることは、供述に変動があるとはいっても、無罪となった事例の場合と対比すると、その変動部分は、一見重要であるかに見えても、全体の中で見ると重要度の低いものが多く、基本的なあるいは根幹となる事実関係についての供述には一貫性があるとされ、(乙⑧⑪⑫等)、変動が初期に止まり、その後は安定しており(対照事例として、甲⑤参照。なお、乙5は固まった内容について信用性を検討すべきであるとしている。)、変動の程度もさほど顕著とはいえず(乙⑫、なお乙④の差戻し審判決)、あるいは、自白に秘密の暴露が含まれていたり(乙⑬)、さらには、被告人の精神状態、知能(乙⑯⑱)や、取調官の取調べ方法の不適切さ(乙⑱)など、変動の原因ないし事由が明らかにされ、合理的な説明がつくもの(乙②⑥⑧⑪⑫等。後記3参照)が多いといえる。

P28～29

② 真犯人が責任の軽減を図るなどの意図からことさら虚偽の供述をし、意識的に供述を変え、あるいは、捜査官に追及されて、場当たりの供述を変更してゆく場合も少なくない(乙②⑥⑪)。

P35

(2) もっとも、有罪事例の中には、かなり重要と思われる点についての供述の合理性が問題とされているものがあるが、不合理と見られる供述をした事情が検討され、一応の説明がつくことなどから、自白全体の

信用性に影響しないとされている(乙②7 10⑫等)。

例えば、乙②の布川事件の事例では、偽装工作についての供述につき、凶行直後あるいは凶行時の興奮、狼狽の心理状態から、乙⑦の愛知県下の女学生強姦殺人等事件の事例では、切断した被害者の頭部を焼却した点の供述につき、不利益に帰する事柄はできるだけ隠そうとする心理から、それぞれ説明し得るものとされている。少しでも罪責を軽減しようと、ある事実を秘匿したり、ことさら虚偽を混じえて供述することも考えられる。

[乙一②]布川事件（強盗殺人等）
I 水戸地土浦支判45.10.6(各無期懲役) II 東京高判48.7.3(各控訴棄却) III 最二決53.7.3 判時897-114(各上告棄却)
[認定事実]（強盗殺人）被告人兩名は、42.8.28 午後7時20分ころ、遊興資金を捻出するため、布川町の被害者(62歳)方に赴き借金を申し込んだが拒絶されたことから、共謀の上、同日午後9時ころ、同人方8畳間で、同人を扼殺して現金10万7000円を強取した。
A 自白の経過
1 自白の成立過程 自白の成立時期 被告人A～42.10.10別件逮捕, 10.15本件自白, 被告人B～42.10.16別件逮捕, 10.17本件自白([III]～極刑も予想される重大事犯について取調べ開始後極めて早い時期に自白したことは、その自白が任意になされたことを推認させる。—Aらは、捜査官から否認すれば死刑になるが、認めれば免れる旨自白を誘導された旨弁解)
2 自白経過の立証資料 録音テープの評価（[III]～Aらの供述内容—90～120分—自ら体験した者でなければ供述し得ないことを整然とよどみなく具体的に前後矛盾なく供述している事実を指摘して任意性判断の資料とする。）
B 自白内容の変動・合理性
1 自白内容の変動 [II]被告人Aにつき、ガラス戸を開けた側、奪取した金員、費消した額等の点で多少の変遷があるが、不当な誘導、強制によるとの事実はない。 [III]被告人Aにつき、①逃走口が勝手口から便所の窓に変更—犯行態様の細部まで正確に記憶していないことや、故意に虚偽の供述を交えることもあり得るし、自白の一部に移り変わりがあっても必ずしも不自然とはいえない。②奪取金額、分配金額、分配場所、金員を捜し出した場所、財布を奪ったことの有無等についての供述の変転—故意による変転の場合に当たる。金額の点は僅かな金額のことに過ぎない。
2 動機の合理性 [II]他に金員調達先があったとしても犯行を否定する理由にはならない。
3 自白内容の合理性 便所窓口の逃走口偽装工作等～[II]逃走を急ぐ気持ちがあったとしても、偽装工作をしたことが合理性を欠くものとはいえない。[III]偽装工作として有効ではないが、凶行直後の興奮、狼狽の心理状態のもとで被告人兩名がこれを考え付いたとしても不自然とはいえない。
C 体験供述
D 秘密の暴露
E 自白と客観的証拠との符合性
[I] 犯行前後の様子は証言に合致。[II] 客観的状況に矛盾しない。 [III] 犯行現場の状況、犯行態様、殺害状況、殺害後の犯跡隠蔽に関する被告人兩名の

自白内容は、現場の客観的状況、死体の状況に一致し、矛盾はない。

F 裏付けとなるべき物的証拠の不存在

G 犯行前後の捜査官以外の者に対する言動

H 被告人の弁解

1 アリバイ供述～[Ⅰ][Ⅱ]信用できない。[Ⅲ]裏付け証拠なく、関係証言によってアリバイの成立は否定される。

2 取調べについての被告人Aの弁解～[Ⅰ]裏付けなし。

I 状況証拠との関係

目撃証言(犯行の行われた時刻に接着した時間帯に、犯行場所に接着した被害者方前路上や被害者方に至る経路である駅等でそれぞれ現在していたAの姿を6人の者が目撃していること)の信用性

[Ⅰ][Ⅱ][Ⅲ]肯定

別表[乙]有罪事例

番号	事件名	審級 判断の 異同	A 自白の 経過	B 自白内容 の変動・ 合理性	C 体験 供述	D 秘密 の 暴露	E 客観的証 拠との 符合性	F 物的証拠 の不存在	G 被告 人の 言動	H 弁解	I 情況 証拠	備考
①	千葉大チフス菌事件 (最57.5.25)	○	○	◎	○					○	◎	判時1046
②	布川事件 (最53.7.3)		○	◎			◎	○		○	◎	判時897
③	狭山事件 (最52.8.9)			○		◎	○		○		◎	刑集31-5